

| <p style="text-align: center;">現行（平成29年3月）</p> <p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> | <p style="text-align: center;">改訂案</p> <p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> | <p style="text-align: center;">改定理由</p> |
|---|---|---|
| <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用</p> <p>この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; width: 20px; margin: 0 5px;"></div> <div style="text-align: center; margin-left: 10px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> | <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用</p> <p>この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; width: 20px; margin: 0 5px;"></div> <div style="text-align: center; margin-left: 10px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> | |

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

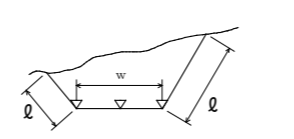
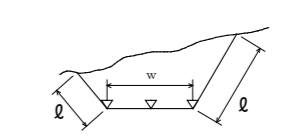
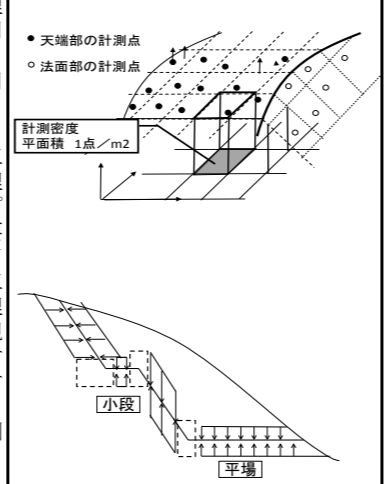
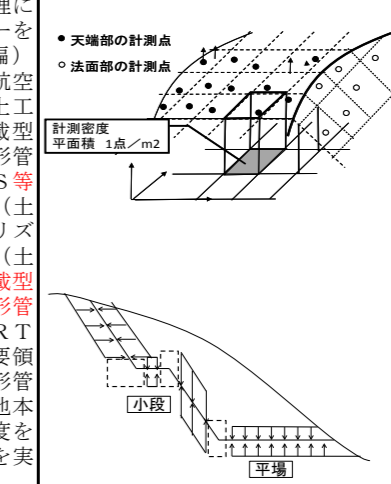
(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「**地上型**レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS**等光波方式**を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「**地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)**」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「**地上型**レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TS**等光波方式**を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「**地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)**」または「TS（ノンプリズム方式）**を用いた出来形管理要領（舗装工事編）**」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

準拠する要領の制定等に対応

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | 改定理由 | | |
|--------------|---------|-----------|------|----|-----------------|---------------|-------------------------------|---|---|---------------|----------|---------|-----------|---|----|-----------------|--------------------------------------|----------------|--|---|---------|---------------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | | 測定箇所 | 摘要 |
| 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 2 | 1 | 掘削工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 |  | 1-2-4-2 | 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 2 | 1 | 掘削工 | 基準高▽ | ±50 | 施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。 |  | 1-2-4-2 | 準拠する要領の制定等に対応 |
| | | | | | | 法長ℓ | ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4% | | | | | | | | | | 法長ℓ ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4% | 幅 w -100 | | | | |
| | | | | 2 | 掘削工 (面管理の場合) | 平均値 個々の計測値 | ±50 ±150 | 1. 3次元データによる出来形管理において「レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「T Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」、「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編)」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 |  | 1-2-4-2 | 1 共通編 | 2 土工 | 4 道路土工 | 2 | 2 | 掘削工 (面管理の場合) | 平均値 個々の計測値 | ±50 ±150 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 |  | 1-2-4-2 | 準拠する要領の制定等に対応 |
| 平場 | 標高較差 | ±50 | ±150 | 平場 | 標高較差 | ±50 | ±150 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 法面 (小段含む) | 水平または 標高較差 | ±70 | ±160 | 法面 (小段含む) | 水平または 標高較差 | ±70 | ±160 | | | | | | | | | | |

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|----|---|------------|------------|-------|---|-------|---|---------|-----|-----|---|---|---|---|------------|------|------------|-------|---|---|---------|---------|-----|------|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 7 | 3 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 | 3-2-6-7 | 3 | 2 | 6 | 7 | 5 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 | 3-2-6-7 | 3 | 2 | 6 | 7 | 5 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 | 幅 | -50 | -50 | - | - | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 |
| | | | | | | 幅 | -50 | -50 | - | - | | | | | | | | | 幅 | -50 | -50 | - | - | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 7 | 3 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 3-2-6-7 | 3 | 2 | 6 | 7 | 6 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「 地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案) 」または「 T S (ノンプリズム方式) 」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 3-2-6-7 | 3 | 2 | 6 | 7 | 6 | アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合) | 幅 | -50 | -50 | - | - | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 |
| | | | | | | 幅 | -50 | -50 | - | - | | | | | | | | | 幅 | -50 | -50 | - | - | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|---|----|---|------------|------------|-------|---|-------|--|---------|-----|-----|---|---|---|---|------------|------|------------|-------|---|--|---------|---------------|-----|------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 8 | 3 | 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 3 | 2 | 6 | 8 | 5 | 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| 幅 | -50 | -50 | — | — | 幅 | -50 | -50 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 8 | 3 | 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 3 | 2 | 6 | 8 | 6 | 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| 3 | 2 | 6 | 8 | 4 | 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 3 | 2 | 6 | 8 | 7 | 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-8 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| 幅 | -50 | -50 | — | — | 幅 | -50 | -50 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|----|--|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|--|---|---------|-----|---|---|---|----|--|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|--|---|---------|-------------------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 2 | 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 4 | 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の 制定等に対応 |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 3 | 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 5 | 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | -10 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図による割目間隔で測定することができる。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の 制定等に対応 |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 3 | 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 6 | 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -54 | -63 | -8 | -10 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の 制定等に対応 |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 4 | 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 7 | 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図による割目間隔で測定することができる。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の 制定等に対応 |

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|----|---------------------------------------|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|--|--|---------|-----|---|---|---|----|---------------------------------------|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|--|--|---------|---------------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 4 | 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -36 | -45 | -5 | -7 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 8 | 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -36 | -45 | -5 | -7 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の制定等に対応 |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 5 | 排水性舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | -4 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 9 | 排水性舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | -4 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の制定等に対応 |
| 3 | 2 | 6 | 9 | 5 | 排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -20 | -25 | -3 | -4 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 3 | 2 | 6 | 9 | 10 | 排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -20 | -26 | -3 | -4 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 | 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-9 | 準拠する要領の制定等に対応 |

| 現行（平成29年3月） | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|----|----|--|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|--|----------|-----|-----|---|----|---|--|------------|------|------------|-------|------------------------------------|--|----------|---------------|-----|------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 11 | 1 | グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 3 | 2 | 6 | 11 | 1 | グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | -7 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取寸法に延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | -50 | — | — | | 幅 | | | | | | | -50 | -50 | — | — | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 11 | 1 | グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -36 | -45 | -5 | -7 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 3 | 2 | 6 | 11 | 2 | グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -36 | -45 | -5 | -7 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -36 | -45 | -5 | -7 | | 幅 | | | | | | | -36 | -45 | -5 | -7 | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 11 | 2 | グーラスアスファルト舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | -4 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 3 | 2 | 6 | 11 | 3 | グーラスアスファルト舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | -4 | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取寸法に延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-11 | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -25 | -25 | — | — | | 幅 | | | | | | | -25 | -25 | — | — | | | | | | |

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|----|----|---------------------------------------|------------|------------|-------|------------------------------------|--|---|----------|-----|--------|----|----|---------------------------------------|---------------------------|-----|------|------------|---|--|---|----------|---------|-----|------|------------------------------------|-----|---------------------------|-----|-----|---|------|
| 単位: mm | | | | | | | | | | | | | | 単位: mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 | | | | | | | |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 12 | 5 | コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) | 厚 さ | -10 | - | -3.5 | 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。 | 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 9 | コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) | 厚 さ | -10 | - | -3.5 | 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 | 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 9 | コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) | 厚 さ | -10 | - | -3.5 |
| | | | | | | 幅 | -25 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 平坦性 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 目地段差 | ±2 | | ±2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 12 | 10 | コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -22 | - | -3.5 | 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 10 | コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合) | 厚さあるいは標高較差 | -22 | - | -3.5 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 平坦性 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 目地段差 | ±2 | | ±2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 目地段差 | ±2 | | ±2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 12 | 6 | コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 | 基準高▽ | ±40 | ±50 | - | 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 11 | コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 | 基準高▽ | ±40 | ±50 | - | 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 11 | コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 | 厚 さ | -45 | - | -15 | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 厚 さ | -45 | - | -15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

現行 (平成29年3月)

改訂案

単位: mm

単位: mm

| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 | | |
|---|---|---|---|----|-----|------|------------|-------|------------------------------------|-------|---------|----------|-----|---|---|----|----|--|------------------------|------|------------|------------|------------------------------------|-------|---------|---------|-----|------|----------|---------------|
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 3-2-6-12 | 3 | 2 | 6 | 12 | 12 | コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合) | 基準高▽ 厚さあるいは標高較差 | ±90 | ±90 | +40 -15 | +50 -15 | | | | | | 3-2-6-12 | 準拠する要領の制定等に対応 |

1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

工事規模の考え方
中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

現行 (平成29年3月)

改訂案

| 現行 (平成29年3月) | | | | | | | | | | | | | 改訂案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|----|----|--|------|------------|--------|------------------------------------|--------|--|---|----------|---|---|----|----|--|---------------------|------|------------|--------|------------------------------------|---|--|---|----------|------|----|----|--------------------------------|--|---------------------|------|-----|-----|---------------|---------------|---------------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工 種 | 測定項目 | 規 格 値 | | | | 測 定 基 準 | 測 定 箇 所 | 摘 要 | 改定理由 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | 個々の測定値 (X) | | 10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | 中規模以上 | 小規模以下 | 中規模以上 | 小規模以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 単位: mm | 単位: mm | 単位: mm | 単位: mm | | | | | | | | | | | 単位: mm | 単位: mm | 単位: mm | 単位: mm | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 13 | 1 | 薄層カラー舗装工 (下層路盤工) | 基準高▽ | ±40 | ±50 | — | | 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 | 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 1 | 薄層カラー舗装工 (下層路盤工) | 基準高▽ | ±40 | ±50 | — | | 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見取寸法によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 | 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 1 | 薄層カラー舗装工 (下層路盤工) | 基準高▽ | ±40 | ±50 | — | | 準拠する要領の制定等に対応 |
| | | | | | | 厚 さ | -45 | | -15 | | | | | | | | | | | 厚 さ | -45 | | -15 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 13 | 2 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 2 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取寸法によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 2 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 13 | 3 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 3 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 | 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 3 | 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 | 厚 さ | -25 | -30 | -8 | | 準拠する要領の制定等に対応 | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 13 | 4 | 薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 4 | 薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 4 | 薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) | 厚 さ | -15 | -20 | -5 | | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -50 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 6 | 13 | 5 | 薄層カラー舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 5 | 薄層カラー舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | | 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 | 3-2-6-13 | 3 | 2 | 6 | 13 | 5 | 薄層カラー舗装工 (基層工) | 厚 さ | -9 | -12 | -3 | | 準拠する要領の制定等に対応 | | |
| | | | | | | 幅 | -25 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -25 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 幅 | -25 | | — | | | | | | | | | | 幅 | -25 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |

